

トマッピー教育プランⅡ

第2期木曾岬町教育振興基本計画

〔令和3（2021）年度～令和7（2025）年度〕



令和2（2020）年12月

木曾岬町教育委員会

はじめに

木曽岬町教育委員会では、これまで「木曽岬町第 5 次総合計画」〔平成 26(2014)年度～令和 5(2023)年度〕の基本計画に基づき、「豊かな心を育む人づくり」を学校教育・生涯学習の推進・スポーツ振興の目指すべき将来像として掲げ、教育行政の推進に努めてまいりました。

こうした中、平成 27(2015)年 4 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、教育に関する「大綱」を首長が策定することが規定されたことを受け、木曽岬町では、平成 27(2015)年 10 月に「木曽岬町教育振興基本計画【後期プラン】(トマッピー教育プラン)」〔平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年度〕を策定し、それをもって「木曽岬町教育大綱」として位置づけました。

また、令和元(2019)年度を初年度とする「木曽岬町第 5 次総合計画(後期基本計画)」〔令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度〕の中で、木曽岬町の目指す将来像「暮らしを守り 豊かな心と活力を育む きずな深めるまち」の実現に向けて、政策の柱の一つに「教育」が掲げられ、その政策の方針として引き続き「学校教育」「生涯学習の推進」「文化・スポーツ振興」が示されました。

そこで、木曽岬町教育委員会では、「木曽岬町第 5 次総合計画(後期基本計画)」の政策と照らし合わせ、国及び三重県教育ビジョンを参酌し、「木曽岬町教育大綱」に示された教育施策の基本的な方向性と施策の方針に対応する具体的な取組を明らかにし、令和 3(2021)年度以降の教育行政を計画的に推進するため、新たに「第 2 期木曽岬町教育振興基本計画(トマッピー教育プランⅡ)」を策定することとしました。

これからの時代は、技術革新の一層の進展や長寿命化に伴う「人生 100 年時代」の到来が予想され、私たちを取り巻く生活や環境も大きく変わっていくことかと思えます。

このような中、教育においては、時代に合った学びが必要であり、学びの姿は一人一人に寄り添った変革が求められています。ICT を積極的に利活用し、学習を効率的に進めることも必要になってきます。教育の新たなステージを迎える今、私たちには、教育の変えてはならない不易と、変えていかなければならない流行を見極め、子どもたちの未来を見据えた確かな実践と挑戦が期待されているのではないのでしょうか。

「第 2 期木曽岬町教育振興基本計画(トマッピー教育プランⅡ)」は、いかに社会が変化しようとも、夢や希望を持ち、個性を伸ばし可能性が広がるよう、すべての町民が生きる喜びを実感できる人づくりを目指していきます。そのためには、本町教育推進の根幹にあります「地域とともにある園・学校づくり」の一層の推進の中で、木曽岬町の温かい人と人との関わりを通して、豊かな人間性を育み、人間ならではの知恵や感性によって創造性を発揮していくことが最も重要だと考えています。

これまで築き上げてきた家庭・学校・地域の協働を継承・発展させて、さらなる木曽岬町の教育の振興を図ってまいりますので、町民の皆様におかれましても、本計画の実現に向けてご理解とご協力をたまわりますようお願い申し上げます。

目 次

I 第2期木曾岬町教育振興基本計画(トマッピー教育プランⅡ)について

1 策定の背景と趣旨	1
2 本計画の位置づけ	2
3 本計画の期間	2

II 計画の基本的な考え方

1 教育行政の目標	3
2 教育行政の推進姿勢	4
3 基本方針	5
4 施策体系及び評価目標	6

III 施策の展開

基本方針1 生涯を通して学び、地域に根ざした学びの輪を広げ、活躍できる環境の整備

施策方針(1) 地域に根ざした多様な学習機会の提供	14
施策方針(2) 体力や年齢に応じたスポーツ活動の推進	16
施策方針(3) 地域文化を継承していく活動の支援	18
施策方針(4) 人権が尊重される地域づくり活動の支援	20
施策方針(5) 青少年を守り育てる社会環境の整備	22

基本方針2 「生きる力(基礎)」を育む園・学校教育の推進

施策方針(1) 生きる力の基礎を育む幼児教育の推進	24
施策方針(2) 学校教育の充実による確かな学力の育成	26
施策方針(3) グローバルな視点を育む教育の推進	28
施策方針(4) 多様なニーズに応じた特別支援教育及び 外国人児童生徒教育の推進	30
施策方針(5) 健全で豊かな心を育む教育の充実	32
施策方針(6) 体力の向上と健康の保持増進	34
施策方針(7) 連携教育の充実	36
施策方針(8) 信頼される教職員の育成	38

基本方針3 学校・家庭・地域との協働による教育の推進

施策方針(1) コミュニティ・スクールの推進	40
施策方針(2) 郷土への愛着や誇りを育む教育の推進	42
施策方針(3) 子どもたちの安全・安心の確保	44
施策方針(4) 子どもの健全育成の推進	46

IV 計画の推進

1 検証改善サイクル(PDCAサイクル)の実践	48
2 新たな教育上の課題への対応	48

I 策定の背景と趣旨

時代は平成から令和へと移り変わり、世界的な高度情報化とグローバル化が進展する中、第5の新たな社会「Society5.0」で実現する未来社会の姿が提唱されています。

このような時代にあって、学校教育の在り方も大きな転換期を迎えようとしています。次代を生きる子どもたちに求められているのは、「情報を正しく読み解き、未知の状況にも柔軟に対応できる力」と「相手と考えを深め合いながら、合意形成・課題解決する力」であります。予測困難な一つ一つの課題に対して主体的に向き合い、解決の過程を通して最大限の能力を発揮することで、これまでにない新たな価値が創り出されていきます。

多くの市町では、少子高齢化が進行し、学校規模の縮小や、地域の教育力の低下等の問題が指摘されています。本町でも、少子化に対応した適切な教育環境の整備や、家庭での教育・子育ての支援、地域と連携した教育の在り方が課題となっています。

学校教育では、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、新たな学習指導要領の全面実施を迎え、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業の改善や、道德教育・外国語教育の充実等が喫緊の課題となっています。こうした中、教育の担い手である教職員の業務改善にも近年注目が集まっているほか、多様な資源を活用しながら、地域全体で教育に取り組む体制づくりが求められています。

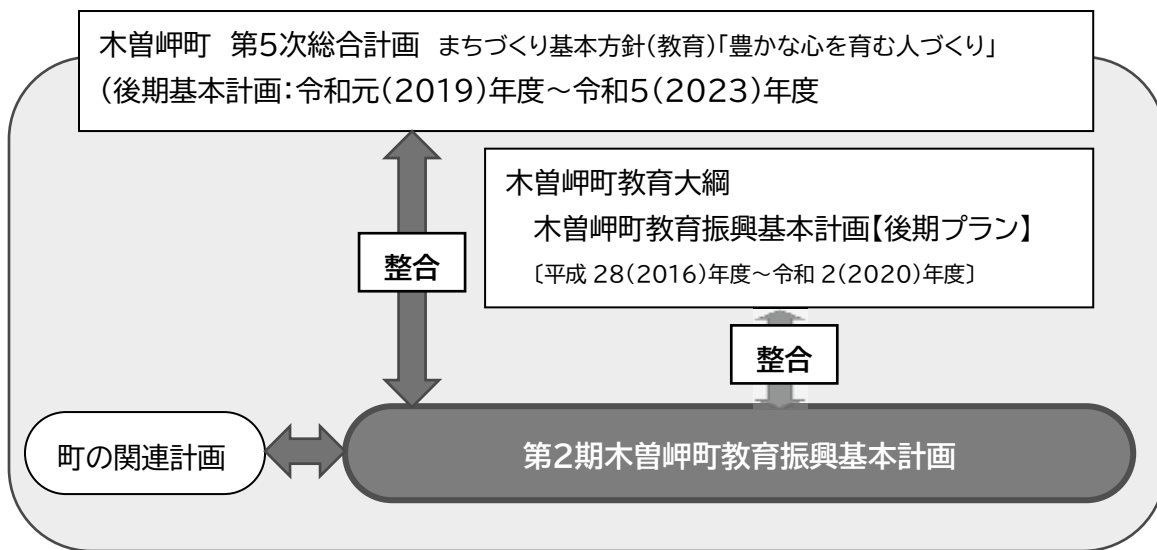
また、令和2(2020)年に新型コロナウイルスによる感染症が全国で猛威をふるい、学校においても臨時休業を余儀なくされる事態が発生し、子どもたちの学習に多大なる影響を与えました。臨時休業中には教師が家庭訪問を行い学習課題等の配付に奔走しましたが、休業期間が長期化するにつれ、子どもたちの「学びの保障」が大きな課題となってきました。今後もこのような事態が発生する可能性があることから、子どもたちの日々の生活や学習状況を丁寧に把握し、学習の歩みを止めないために、タブレット端末等を活用した学校と家庭の双方向によるオンライン学習の実施に向けて、文部科学省が進める「GIGA スクール構想」に示されている環境整備を進めるとともに、木曽岬町で整備を進めてきた地域 BWA による通信網を有効活用した学習活動を取り入れるなど、木曽岬町ならではの創意工夫を凝らした「いつでも・どこでも」学べる環境を、ICT 機器を活用して推進していくことが喫緊の課題となっています。

一方、地域社会でも教育力の低下やつながりの希薄化が指摘されており、人生をより豊かに生きていくために、地域コミュニティの活性化や生涯学び続ける環境整備、また学びの成果を生かすことのできる機会の提供等、生涯学習社会の実現に向けた取組も一層重要となっています。

このたび、「木曽岬町教育振興基本計画【後期プラン】(トマッピー教育プラン)」の計画期間が令和2(2020)年度末をもって終了することから、これまでの「木曽岬町教育振興基本計画【後期プラン】(トマッピー教育プラン)」が果たしてきた役割を継承しつつ、取組成果を検証するほか、園児・児童生徒、保護者、教職員を中心とした教育行政に関するアンケート調査の結果や最新の教育課題を踏まえ、今後の方針や重点事項について検討を重ね、5年間を計画期間とした「第2期木曽岬町教育振興基本計画(トマッピー教育プランⅡ)」(以下「本計画」)を策定しました。

2 本計画の位置づけ

今後目指すべき教育行政の目標や基本方針等を実現するための計画として、教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画に位置づけるとともに、本町の「第5次総合計画 後期基本計画」（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）をはじめ、本計画と関連する計画との整合を図りながら、教育施策を総合的に推進します。



3 本計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5か年を計画期間とします。毎年度、本計画の進捗状況について、点検・評価を行い、必要な改善を図りながら、各施策を推進します。また、教育をめぐる社会情勢の変化等に応じ、適宜見直しを行うこととします。さらに、次期計画策定に当たっては、パブリックコメント等を実施し、各取組に対する満足度を把握するとともに、本計画の成果と評価を反映していきます。

令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
第2期木曽岬町教育振興基本計画					
●点検・評価	●点検・評価	●点検・評価	●点検・評価	●点検・評価	
				次期計画策定	次期計画

Ⅰ 教育行政の目標

すべての町民が生きる喜びを実感できる人づくり

この目標は、教育行政が創造的な業務遂行のもと、学校・家庭・地域の更なる連携・協働を支援することで、子どもも大人も町民一人一人が「郷土木曽岬」を愛し、誇りに思い、自らの居場所と夢を持って生きる喜びを実感し、健康で主体的に学習しながら心豊かに生活していくことを願ったものです。

木曽岬町【町民憲章】

- 1 次代を担う人を 立派に育てる町にしましょう
- 2 教養を深め かおり高い文化の町にしましょう
- 3 進んで働き 活力ある豊かな町にしましょう
- 4 自然をまもり 環境を美化する町にしましょう
- 5 心のふれあい 温かい住みよい町にしましょう

2 教育行政の推進姿勢

1 開かれた教育行政の推進

行政が町民に対して説明責任を果たすために、情報公開や広報活動等を積極的に行うとともに、幅広く町民の声を反映しながら、開かれた教育行政を推進します。

2 時代の要請に即応した教育行政の推進

ICT（情報通信技術）を活用した教育の推進や英語教育に代表されるグローバル人材の育成等、急速な社会の変化に伴う時代の要請に即応した教育行政を推進します。

3 学校・家庭・地域と協働した教育行政の推進

教育改革が進められる中、「地域とともにある学校づくり」「家庭の教育力」「地域の教育力」等の課題に対して、町民と行政が互いに知恵を出し合いながら、学校・家庭・地域と協働した教育行政を推進します。

3 基本方針

基本方針1 生涯を通して学び、地域に根ざした学びの輪を広げ、活躍できる環境の整備

自己啓発や生活の充実のための学びの環境を整え、町民のニーズに応える質の高い学習機会を提供するとともに、その成果を生かすことができる生涯学習を推進していく必要があります。

基本方針2 「生きる力(基礎)」を育む園・学校教育の推進

子どもたちの「生きる力(基礎)」やその中で重視されてきた知・徳・体の育成の意義を改めて捉え直し、夢と希望を持って可能性に挑戦するために必要な力を着実に養っていく必要があります。

基本方針3 学校・家庭・地域との協働による教育の推進

近年の子どもたちは、規範意識の希薄化、生活習慣の乱れ、コミュニケーション能力の低下など様々な課題が指摘されている中で、それらの解決のためには学校・家庭・地域それぞれが持てる力を出し合い、協働しながら子ども達の健全育成に向けて取り組んでいく必要があります。

4 施策体系および評価目標

基本方針1	生涯を通して学び、地域に根ざした学びの輪を広げ、活躍できる環境の整備
-------	------------------------------------

施策方針(1) 地域に根ざした多様な学習機会の提供

- 施策 ①利用しやすい図書館づくりの推進
- ②公民館運営の充実
- ③生涯学習施設(町民ホール等)の管理・運営体制の構築

施策方針(2) 体力や年齢に応じたスポーツ活動の推進

- 施策 ①生涯スポーツ推進への啓発
- ②各スポーツ施設等の利用促進
- ③スポーツ関係団体の連携の促進

施策方針(3) 地域文化を継承していく活動の支援

- 施策 ①文化団体等への活動支援の充実
- ②伝統文化の継承と文化資源の保存
- ③文化資料館の有効な利活用

施策方針(4) 人権が尊重される地域づくり活動の支援

- 施策 ①人権教育に携わる者の資質向上と体制の強化
- ②人権啓発活動の推進

施策方針(5) 青少年を守り育てる社会環境の整備

- 施策 ①青少年健全育成の推進
- ②家庭・地域支援活動の促進
- ③休日における子どもの学び場の提供

基本方針2 「生きる力(基礎)」を育む園・学校教育の推進

施策方針(1) 生きる力の基礎を育む幼児教育の推進

- 施策 ①幼児教育の推進
 - ②多様な体験ができる保育環境の整備・充実
 - ③小・中学校との連携の推進

施策方針(2) 学校教育の充実による確かな学力の育成

- 施策 ①「わかりやすい授業づくり」の推進
 - ②読書活動の推進
 - ③少人数学習の充実
 - ④補充学習の充実

施策方針(3) グローバルな視点を育む教育の推進

- 施策 ①ICT教育の充実
 - ②英語教育・英語活動の推進
 - ③夢と志を育むキャリア教育の推進

施策方針(4) 多様なニーズに応じた特別支援教育及び外国人児童生徒教育の推進

- 施策 ①特別支援教育の推進
 - ②切れ目のない支援の充実
 - ③外国人児童生徒教育の推進

施策方針(5) 健全で豊かな心を育む教育の充実

- 施策 ①道徳教育・人権教育の推進
 - ②いじめ防止への取組
 - ③不登校対策の推進

施策方針(6) 体力の向上と健康の保持増進

- 施策 ①体力向上と学校体育活動の推進
 - ②子どもの健康の保持増進
 - ③食育の推進

施策方針(7) 連携教育の充実

- 施策 ①園・学校の一体的な取組
 - ②小中一貫教育に向けた研究

施策方針(8) 信頼される教職員の育成

- 施策 ①指導力向上への支援
 - ②教職員の業務改善への取組

施策方針(1) コミュニティ・スクールの推進

- 施策 ①園・学校運営協議会の充実
- ②創意工夫による信頼される園・学校づくり

施策方針(2) 郷土への愛着や誇りを育む教育の推進

- 施策 ①郷土教育の推進
- ②地域貢献・町行事等への参加の促進

施策方針(3) 子どもたちの安全・安心の確保

- 施策 ①防災・安全教育の推進
- ②園・学校の危機管理体制の確立

施策方針(4) 子どもの健全育成の推進

- 施策 ①家庭・地域の教育力向上に向けた支援
- ②地域の子ども育成団体等との連携

施策体系一覧(基本方針1) 14施策

基本方針	施策方針	施策	評価目標	R7(2025) 目標値		主な取組内容
				RI(2019) 現状値	R7(2025) 目標値	
I 生涯を通して学び、地域に根ざした学びの輪を広げ、活躍できる環境の整備	(1) 地域に根ざした多様な学習機会の提供	①利用しやすい図書館づくりの推進	町立図書館への来館者数	町人口の2.50倍 (15,660人)	町人口の2.71倍	◆図書館活性化に向けた取組 ◆子ども読書活動推進への取組
			町立図書館利用者のうち「満足している」と肯定的に回答した割合	—	80.0%	
		②公民館運営の充実	公民館講座・教室の開講数	11講座	12講座	◆公民館講座創出に向けた取組
		③生涯学習施設(町民ホール等)の管理・運営体制の構築	公民館講座・教室受講者のうち「満足している」と肯定的に回答した割合	—	80.0%	
			利用者に対する感染予防チェックシート及び利用者マニュアルの策定と更新	未策定	策定済 随時更新	◆町民ホール感染予防チェックシートや利用者マニュアル作成の取組
		①生涯スポーツ推進への啓発	体育協会によるスポーツイベントへの参加者数	町人口の0.23倍 (1,467人)	町人口の0.24倍	◆スポーツイベント参加者増加への取組
	(2) 体力や年齢に応じたスポーツ活動の推進	②各スポーツ施設等の利用促進	各スポーツ施設の利用者数	町人口の6.31倍 (39,583人)	町人口の6.38倍	◆各スポーツ施設等の活用促進への取組
			各スポーツ施設利用者のうち「満足している」と肯定的に回答した割合	—	80.0%	
		③スポーツ関係団体の連携の促進	スポーツ団体との連携回数	3回	5回	◆連携回数増加への取組

！生涯を通して学び、地域に根ざした学びの輪を広げ、活躍できる環境の整備	①文化団体等への活動支援の充実	文化協会加盟団体数	17団体	18団体	◆文化協会等の活性化に向けた取組
		団体の活動に対して「満足している」と肯定的に考える会員の割合	—	80.0%	
		文化協会加盟団体数	17団体	18団体	◆文化協会等の活性化に向けた取組
	②伝統文化の継承と文化資源の保存	文化協会加盟団体数	17団体	18団体	◆文化協会等の活性化に向けた取組
		文化協会加盟団体数	17団体	18団体	◆文化協会等の活性化に向けた取組
		文化協会加盟団体数	17団体	18団体	◆文化協会等の活性化に向けた取組
	③文化資料館の有効な活用	文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
	④人権教育に携わる者の資質向上と体制の強化	文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
(3) 地域文化を継承していく活動の支援	①人権教育に携わる者の資質向上と体制の強化	文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
	②人権啓発活動の推進	文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
	③青少年健全育成の推進	文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
	④家庭・地域支援活動の促進	文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
(4) 人権が尊重される地域づくり活動の支援	①青少年健全育成の推進	文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
	②家庭・地域支援活動の促進	文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
	③青少年健全育成の推進	文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
	④家庭・地域支援活動の促進	文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
(5) 青少年を守り育てる社会環境の整備	①青少年健全育成の推進	文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
	②家庭・地域支援活動の促進	文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
	③青少年健全育成の推進	文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
	④家庭・地域支援活動の促進	文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組
		文化資料館の来館者数	227人	240人	◆来館者増加に向けた取組

施策体系一覧(基本方針2) 23施策

基本方針	施策方針	施策	評価目標	R7(2025) 目標値		主な取組内容
				現状値	目標値	
2「生きる力 (基礎)」を育 む園・学校教育 の推進	(1) 生きる力の基礎 を育む幼児教育の 推進	① 幼児教育の推進	「園は子ども一人一人に応じた丁寧な 保育や指導を行っている」と肯定的に 考える保護者の割合	今後把握	90.0%	◆ 園児の自発活動充実に向けた 取組
		② 多様な体験ができる保育 環境の整備・充実	「日々の環境設定を工夫することで、 園児の自発活動が活発になってきた」 と考える教職員の割合	22.2%	60.0%	◆ 園児の多様な経験促進に向け た取組
		③ 小・中学校との連携の推 進	木曽岬町版「アプローチカリキュ ラム」「スタートカリキュラム」の策 定・活用	未策定	策定済	◆ 小学校の生活や学びにつなが る保育に向けた取組
		① 「わかりやすい授業づくり」 の推進	全国学力・学習状況調査において 全国平均正答率を上回った教科 数	4/5教科	全教科	◆ 児童生徒の学力実態を把握し、 教職員の指導力向上の推進を図 る取組
	(2) 学校教育の充実 による確かな学力 の育成	② 読書活動の推進	「読書は楽しい」と肯定的に考え る児童生徒の割合	79.7%	85.0%	◆ 学校・地域・家庭と連携した子 ども読書活動を推進する取組
		③ 少人数学習の充実	「自ら学び、考えて取り組んでい る」と肯定的に考える児童生徒の 割合	87.9%	90.0%	◆ 学習内容の定着と意欲の醸成 を図るために少人数学習を推進す る取組
		④ 補充学習の充実	学校外における小・中学生が補充 学習に参加したのべ人数	・土曜チャレンジ 全校児童の0.57倍 (150人) ・夏季学習会 全校児童の0.85倍 (225人) ・子ども未来塾 全校生徒の1.33倍 (211人)	・土曜チャレンジ 全校児童の0.68倍 ・夏季学習会 全校児童の0.95倍 ・子ども未来塾 全校生徒の1.60倍	◆ 学習内容の定着と意欲の醸成 を図るために学校の授業以外の 学習機会を充実させる取組
		① ICT教育の充実	学習用タブレットを活用した授業によ り、「授業がよくわかる」と肯定的に考 える児童生徒の割合	86.1%	90.0%	◆ ICT機器等先進的活用推進、 指導力向上に向けた取組
	(3) グローバルな視 点を育む教育の推 進	② 英語教育・英語活動の推 進	英検3級程度以上 (CEFR:A1上 位)の英語力を習得している中学 校3年生の割合	25.5%	70.0%	◆ ALT・JTE活用推進に向けた取 組 ◆ 英検受験促進に向けた取組
		③ 夢と志を育むキャリア教育 の推進	「将来の夢や目標を持っている」と 肯定的に考える小6・中3の児童 生徒の割合	81.6%	85.0%	◆ キャリア教育推進に向けた取組

2 「生きる力 (基礎)」を育 む園・学校教育 の推進	(4) 多様なニーズに 応じた特別支援教 育及び外国人児童 生徒教育の推進	①特別支援教育の推進	町教委が主催する特別支援教育 コーディネーター会議の開催回数	1回／年	2回／年	◆特別支援教育の推進に向けた 取組
		②切れ目のない支援の充実	個別の支援が必要な児童生徒の パーソナルファイル(県様式)の作 成率	69.2%	100.0%	◆切れ目のない支援を行うために 園・学校の連携を図る取組
		③外国人児童生徒教育の推 進	中学卒業時に、自身が希望する進 路を選択することができた外国人 児童生徒の割合	100.0%	100.0%	◆外国人児童生徒教育の推進に 向けた取組
	(5) 健全で豊かな心 を育む教育の充実	①道徳教育・人権教育の推 進	「『考え、議論する道徳』をめざした授 業づくりに努めた」と肯定的に考える 教職員の割合	80.2%	90.0%	◆『考え、議論する』ことをめざし、 道徳教育・人権教育を推進する取 組
		②いじめ防止への取組	いじめの解消率	100.0%	100.0%	◆いじめの未然防止、早期発見、 適切な対応を行い、子どもをいじ め被害から守る取組
		③不登校対策の推進	長期欠席児童生徒数(1,000人 当たり)	11.8人	7.9人	◆不登校の未然防止と早期対応 につなげる取組
	(6) 体力の向上と健 康の保持増進	①体力向上と学校体育活動 の推進	全国体力・運動能力等調査において、 全国平均以上の種目数 (小・中学校男女で全32種目)	21種目	24種目	◆子どもの実態を把握し、学校や 家庭で体力向上を推進する取組
		②子どもの健康の保持増進	「毎日の生活の中で、健康管理や安 全面に気を付けている」と肯定的に考 える児童生徒の割合	88.4%	90.0%	◆健康の保持増進に向けて、子ど もや保護者の意識を高める取組
		③食育の推進	「毎日の生活の中で、食事に気を付け て生活している」と肯定的に考える児 童生徒の割合	85.9%	90.0%	◆より良い学校給食の推進に向け た取組
	(7) 連携教育の充実	①園・学校の一体的な取組	町教委が主催する園・学校合同 研修会等の開催数	3回／年	4回／年	◆園・学校の連携強化に向けた取 組
		②小中一貫教育に向けた研 究	「小中一貫教育ガイドライン」の策 定	未策定	策定済	◆将来の小中一貫教育の実現に 向けた研究の取組
	(8) 信頼される教職 員の育成	①指導力向上への支援	「研修等を通じて、指導力を高め ることができた」と肯定的に考える 教職員の割合	84.8%	90.0%	◆教職員等研修促進に向けた取 組
		②教職員の業務改善への取 組	小・中学校における時間外勤務時 間が月45時間超の教職員数	133人／年	0人／年	◆業務改善推進に向けた取組

施策体系一覧(基本方針3) 8施策

基本方針	施策方針	施策	評価目標	R7(2025) 目標値		主な取組内容
				R1(2019) 現状値	R7(2025) 目標値	
3 学校・家庭・地域との協働による教育の推進	(1) コミュニティ・スクールの推進	① 園・学校運営協議会の充実	「学校に満足している」と肯定的に考える児童生徒、保護者の割合	81.4%	90.0%	◆保護者・地域との協働による活動の促進に向けた取組
		② 創意工夫による信頼される園・学校づくり	「園・学校は日常的に情報発信をしている」と肯定的に考える保護者の割合	85.3%	90.0%	◆創意と活力のある園・学校づくりに向けた取組
	(2) 郷土への愛着や誇りを育む教育の推進	① 郷土教育の推進	「学習の中で地域の方から学んだり、地域のことを考えたりした」と肯定的に考える児童生徒の割合	77.8%	85.0%	◆郷土教育推進に向けた取組
		② 地域貢献・町行事等への参加の促進	「町の行事に参加したり、地域のために活動したりした」と肯定的に考える児童生徒の割合	79.0%	85.0%	◆園児児童生徒の地域貢献・町行事等への参加促進に向けた取組
	(3) 子どもたちの安全・安心の確保	① 防災・安全教育の推進	園・学校の実情に応じた学期に1回以上の避難訓練の実施率	100.0%	100.0%	◆防災教育推進に向けた取組
		② 園・学校の危機管理体制の確立	「園・学校は安全対策を整えている」と肯定的に考える保護者の割合	86.1%	90.0%	◆危機管理体制の整備に向けた取組
	(4) 子どもの健全育成の推進	① 家庭・地域の教育力向上に向けた支援	「あいざつがしっかりできる」と肯定的に考える児童生徒、保護者の割合	89.3%	95.0%	◆「子育て8つの指針」の活用推進に向けた取組
		② 地域の子ども育成団体等との連携	地域の子ども育成団体との意見交流の実施	未実施	1回以上／年	◆地域全体での園・学校教育の支援促進に向けた取組

Ⅲ 施策の展開

基本方針Ⅰ 生涯を通して学び、地域に根ざした学びの輪を広げ、活躍できる環境の整備

施策方針(Ⅰ) 地域に根ざした多様な学習機会の提供

めざす姿

多様な世代が学習活動に参加し、自主的なサークルやグループが社会教育施設を拠点として活発に活動しており、その学習の成果を活かし、地域の中で学び教え合い、活動する「人づくり」、「まちづくり」が活発になっています。

現状と必要性

- ① 多様化、複雑化する社会情勢の中で、一人一人がより豊かな人生を送ることができる持続可能な社会づくりが求められています。
- ② 誰もが豊かな生き方を実現できるよう、これまで以上に生涯学習を推進する体制の充実を図るとともに、学習の需要に応えられる環境づくりを目指します。

■施策

① 利用しやすい図書館づくりの推進

- ・図書・雑誌等の収集に努め、町民の利用向上を図るとともに、郷土文化交流スペースを計画的に有効活用しながら、地域への文化情報発信機関としての役割を果たします。
- ・図書館資料を活用した各種講座、読書会・読み聞かせ等を実施し、図書館の利用啓発と読書振興を図ります。
- ・「第三次木曽岬町子ども読書活動推進計画」に基づき、こども園、小・中学校と連携を図り各種の取組を推進するとともに、学校図書館の円滑な運営を支援し、園児・児童生徒の読書活動の活性化を図ります。

② 公民館運営の充実

- ・公民館運営の中心となる北部公民館での学習機会の充実を図り、各種講座やホリデー教室の開催など地域での子どもの教育の充実を図ります。
- ・生涯学習を支える拠点である社会施設の適切な維持管理を行うとともに、関係機関との積極的な連携を含めた施設の活性化を図ります。

③ 生涯学習施設(町民ホール等)の管理・運営体制の構築

- ・町民が安心して利用できるよう、町民ホール等の生涯学習施設の管理・運営体制を構築します。
- ・町民ホールにおいて、芸術や文化の鑑賞、体験できる文化活動を積極的に開催するなど、町民の趣味教養を深める中枢施設としての充実を図ります。

■重点的に取り組む内容

◆図書館活性化に向けた取組

- ・図書館を利用する全世代に向けて、企画展や読書会等を開催するとともに、郷土文化交流スペースを活用することにより、町民が本に接する機会を増やし、生涯学習の支援や読書振興を図ります。

◆子ども読書活動の推進への取組

- ・「第三次木曽岬町子ども読書活動推進計画」に基づき、読み聞かせや展示会の開催、「読書登山」の活用、学校図書館の充実を図りながら、子どもの読書活動推進に係る各事業の実施に取り組みます。

◆公民館講座創出に向けた取組

- ・よりよい地域社会を育むため、地域の実情や課題、またニーズに応じた講座を開催し、地域に住む人々がいつでも気軽に学びができるよう取り組みます。

◆町民ホール活用促進への取組

- ・利用者が安心して施設利用ができるよう、新型コロナウイルス感染予防チェックシートや利用者マニュアルを作成すると共に、状況に応じて内容を随時更新します。
- ・施設使用の趣旨や施設の特徴とともに、町民ホールの活用予定や実績報告をHPなどで紹介し、広く町民への活用促進を周知します。

評価目標

※令和元年度の町人口は6,274人（R1.5.1現在）

評価指標	現状値 〔令和元(2019)年度実績〕	目標値 〔令和7(2025)年度〕
町立図書館への来館者数	町人口の2.50倍 (15,660人)	町人口の2.71倍
町立図書館利用者のうち「満足している」と肯定的に回答した割合	—	80.0%
公民館講座・教室の開講数	11講座	12講座
公民館講座・教室受講者のうち「満足している」と肯定的に回答した割合	—	80.0%
利用者に対する感染予防チェックシート及び利用者マニュアルの策定と更新	未策定	策定済、随時更新

施策方針(2) 体力や年齢に応じたスポーツ活動の推進

めざす姿

地域におけるスポーツが活発になり、健康でいきいきとした生活を送る住民が増えるとともに、スポーツ活動団体との密な連携がなされ、特に若年層が参加したくなるスポーツの機会が充実しています。

現状と必要性

- ① 体育協会、スポーツ推進委員、スポーツ少年団が活動しており、スポーツ推進委員が地域でのスポーツ・レクリエーションの普及を担っています。
- ② 住民が利用できる体育館は2施設あるが、各曜日に利用する団体が固定化されており、新たな利用者を受け入れることが難しくなっているため、団体の登録や予約方法の改善が必要です。
- ③ 総合型地域スポーツクラブとしてNPO法人きそさきAZクラブが発足し、多様な年齢層がスポーツに親しむことができる取組を進めているが、若年層の参加が少ないため、活発な活動が求められています。

■施策

- ① 生涯スポーツ推進への啓発
 - ・運動を継続して行くことの大切さについて啓発します。子どもに対してスポーツ少年団への加入やきそさきAZクラブの事業への参加促進を図るとともに、プロ選手によるスポーツ教室を開催します。また、高齢者向けの健康づくりのためのスポーツ推進委員による出前講座やスポーツ教室も実施します。
- ② 各スポーツ施設等の利用促進
 - ・町内のスポーツ施設の有効活用を図るとともに、体育施設の利用に関して活動団体間の調整を図り、効率的な施設利用ができるように工夫します。
- ③ スポーツ関係団体の連携の促進
 - ・身近に運動に取り組みやすい環境を整備するため、体育協会やスポーツ推進委員、きそさきAZクラブ等の事業を支援し、町民が気軽に運動に親しめるような取組をすすめます。

■重点的に取り組む内容

◆スポーツイベント参加者増進への取組

- ・各種スポーツ団体が町民の多様化するニーズを把握し、スポーツイベントの内容を精査したうえでイベントを実施します。また、団体へ情報提供をする等連携を密にし、団体の活動を支援します。

◆各スポーツ施設等の活用促進への取組

- ・各施設の老朽化している設備や備品等の更新や補修をすることで、スポーツ活動が満足にできる環境の整備を図ります。
- ・活動団体間の調整を図り、効率的な施設利用を促進します。

◆スポーツ関係団体の連携回数増への取組

- ・体育協会によるスポーツイベントやスポーツ少年団の体力テストなど、スポーツ推進委員が運営協力できる事業の組合せを検討します。
- ・総合型地域スポーツクラブの事業に対してスポーツ推進委員が協力できる場を検討します。
- ・各スポーツ団体が実施している事業内容についてヒアリングを行い、必要に応じて情報提供するなど、団体への指導、助言を行います。

評価目標

※令和元年度の町人口は6,274人(R1.5.1現在)

評価指標	現状値 〔令和元(2019)年度実績〕	目標値 〔令和7(2025)年度〕
体育協会によるスポーツイベントへの参加者数	町人口の0.23倍 (1,467人)	町人口の0.24倍
各スポーツ施設の利用者数	町人口の6.31倍 (39,583人)	町人口の6.38倍
各スポーツ施設利用者のうち「満足している」と肯定的に回答した割合	—	80.0%
スポーツイベントにおける各スポーツ団体との連携回数	3回	5回

施策方針(3) 地域文化を継承していく活動の支援

めざす姿

伝統文化については後継者によって文化団体の活動が活発に行われ、芸術・文化活動に親しむ住民が増えるとともに、その文化が引き継がれています。

また、文化資料館は町民の歴史的・文化的な学習の場となっています。

現状と必要性

- ① 文化協会では会員の固定化・高齢化が進んでおり、町の文化の継承と新たな文化を築くための文化・芸術活動の活性化が求められています。
- ② 「木曽岬音頭・小唄保存会」や「木曽岬櫻華太鼓の会」などが、伝統文化の継承を目指す活動を行うとともに、後継者の育成に努めています。
- ③ 文化資料館では昔の農機具などを展示して昔の生活文化を学ぶことができますが、これらの歴史的・文化的資源を継承していくことが必要です。

■施策

① 文化団体等への活動支援の充実

- ・文化協会加盟の各種サークルをはじめとする活動団体の育成と、文化事業を充実し、自主的な芸術文化活動の活性化を図ります。

② 伝統文化の継承と文化資源の保存

- ・保存会が実施している子どもたちへの伝統文化の継承活動を支援し、その成果を発表するための場の提供に努めます。
- ・歴史的資料を活用して、先人を尊び故郷への理解を深められるよう、資料の保存に努めます。

③ 文化資料館の有効な利活用

- ・文化資料館においては、郷土学習ができる環境を整えることで、町の歴史や文化を身近に触れられる機会の充実に努めます。

■重点的に取り組む内容

◆文化協会等の活性化に向けた取組

- ・公民館講座から自主的な活動を行うサークルを育成するために、情報提供や活動場所の確保等の支援を行います。
- ・各サークルの自主的な活動を促すために、文化協会の自立化に向けて組織の活性化を支援します。

◆伝統文化活動団体の活動支援の取組

- ・「木曽岬音頭・小唄保存会」が行うこども園、小・中学校における踊りの指導や、「木曽岬 櫻華太鼓の会」による小・中学生を対象とした太鼓教室を実施するとともに、各団体の自主活動を支援し、伝統文化の継承を図ります。

◆文化資料館の来館者増加に向けた取組

- ・文化資料館において、歴史的・文化的資料の収集や、展示内容の検討をはじめ、既存展示物の更新や補修をすることで、郷土学習ができる環境の整備を図ります。

評価目標

評価指標	現状値 〔令和元(2019)年度実績〕	目標値 〔令和7(2025)年度〕
文化協会加盟団体数	17団体	18団体
団体の活動に対して「満足している」と肯定的に考える会員の割合	—	80.0%
園・学校への年間指導回数	7回	8回
文化資料館の来館者数	227人	240人
文化資料館展示内容の追加・変更 (伊勢湾台風、輪中形成、町の偉人、ジオラマ改修)	変更なし	・伊勢湾台風展 ・輪中の成り立ち ・町の偉人紹介 ・ジオラマ改修

施策方針(4) 人権が尊重される地域づくり活動の支援

めざす姿

人権教育・啓発に係る自己研鑽の機会を保障することで、教職員や行政職員の人権意識が高揚し、啓発者としての自覚が深まっています。また、人権啓発行事を継続して実施することで、住民一人一人の人権意識が高まっています。

現状と必要性

- ① 近年の国際化、情報化、高齢化等の進展により新たな人権問題も生じていることから、今後も引き続き、様々な人権に関する研修の機会の確保が求められています。
- ② 町主催の人権啓発行事への参加者数がここ数年大きく増えていないことから、より多くの住民が人権に対する関心を持つために、啓発の機会を充実していくことが求められています。

■施策

- ① 人権教育に携わる者の資質向上と体制の強化
 - ・人権教育研究協議会の活動への参画や支援を通じて、人権教育・啓発の推進体制の強化を図ります。
 - ・人権教育研究協議会の活動を通じて、人権教育や啓発に係る研修会や提案授業等を計画的に実施し、人権教育に携わる者の資質の向上を図ります。
- ② 人権啓発活動の推進
 - ・人権教育研究協議会の活動を通じて、啓発行事を実施し、広く住民に対して人権啓発を図ります。

■重点的に取り組む内容

◆人権教育推進事業

- ・人権教育研究協議会において企画する人権研修会や、県内外の各種研修会への参加を通じて、教職員や行政職員の人権教育に関する資質の向上を図ります。
- ・人権教育・保育に関する提案授業や公開保育の実施を通じて、各校・園の人権教育の充実を図ります。
- ・人権教育研究協議会において、年間計画の立案や検証を行うとともに、各校・園の実践や町の啓発の取組を研究紀要に取りまとめ、人権教育・啓発の推進体制の充実を図ります。

◆人権啓発推進事業

- ・人権映画会や人権講演会の実施を通じて、園児・児童生徒やその家族をはじめ、広く住民に対して人権啓発を図ります。
- ・人権ポスターと人権作文の取組を通じて、園児・児童生徒の人権意識の高揚を図るとともに、優秀作品を住民に発信することで、住民に対する啓発を行います。
- ・12月の人権週間には、町立図書館の展示スペースを活用して、広く住民に対する啓発を行います。

評価目標

※令和元年度の町人口は6,274人(R1.5.1現在)

評価指標	現状値 〔令和元(2019)年度実績〕	目標値 〔令和7(2025)年度〕
県内外の各種人権研修会への参加の べ人数	24人	30人
人権映画会と人権講演会の参加者合 計	町人口の3.2% (203人)	町人口の4.0%

施策方針(5) 青少年を守り育てる社会環境の整備

めざす姿

社会教育関係団体等、地域のさまざまな主体が連携することにより、地域の中で子どもたちを健やかに育む環境が整備されています。また、地域全体で犯罪を起こさせない環境づくりにより、風通しの良い地域のコミュニケーションが築けています。

現状と必要性

- ① 情報メディアの急速な普及などにより、子どもたちがインターネット等を利用した犯罪に巻き込まれることが社会問題になっており、それらを未然に防ぐ必要があります。また、子どもたちが自分自身で危険を回避できるよう情報モラル教育の充実を図る必要があります。
- ② 「学校の教育活動への協力はしたい」と肯定的に考える小・中学校の保護者の割合が7割にとどまっている現状があり、学校と家庭との協働意識を高めていく必要があります。
- ③ 子どもたちは、仲間とともに体験活動をする機会が減っている状況があるため、地域社会の中で子どもたちが安心して体験活動できる場や機会が求められています。

■施策

① 青少年健全育成の推進

- ・青少年育成町民会議を中心として地域の理解と協力により、子ども見守りボランティアの登録者を増やし、地域ぐるみで子どもたちの見守り活動に努めます。
- ・子どもたちが、自分の身は自分で守ることができるよう学習を進めることが必要です。

② こども園、小・中学校への学習・活動サポートの取組

- ・こども園、小・中学校の教育活動の充実や子どもたちが安全・安心な園・学校生活を送ることができるように、家庭・地域の方々に園・学校への支援協力を求めています。

③ 休日における子どもの学び場の提供

- ・土曜日や長期休業中など、休日における子どもの学びの場として、小学生対象にホリデー教室等を実施し、子どもたちの体験活動の充実を図ります。

■重点的に取り組む内容

◆登録者の増加促進への取組

- ・子ども見守りボランティアの取組啓発により、登録者の増員を図ります。
- ・学校と連携して、情報社会で適正に活動するための考え方や態度を身に付けるための情報モラル教室や講演会を実施します。

◆園・学校への学習・活動サポートの取組

- ・コミュニティ・スクールの特色を生かし、広報や自治会回覧板等を通じて園・学校の取組の発信に努め、環境整備や安全体制の確立などについて、園・学校との協働促進を図ります。
- ・教職員の業務改善の観点から、必ずしも教職員が担う必要がない業務について、家庭や地域による園・学校へのサポート体制の構築を図ります。
 - ①「昔遊び体験」や「木曾岬音頭・小唄体験」等、郷土文化体験活動のサポート
 - ②「稲作体験」や「どてかぼちゃの栽培」等、農業体験活動のサポート
 - ③「本の読み聞かせ」等、読書活動のサポート

◆休日における子どもの学び場や居場所をつくる取組

- ・土曜日や長期休業中において、社会教育指導員を中心としたさまざまな分野の指導者が、小学生を対象に工作や料理等の体験活動を行います。

評価目標

※令和元年度の園児数117人、児童数264人、生徒数159人(R1.5.1現在)

評価指標	現状値 〔令和元(2019)年度実績〕	目標値 〔令和7(2025)年度〕
子ども見守りボランティアの登録者数	町人口の2.0%(131人)	町人口の2.2%
園・学校への教育活動年間支援者数	全園児の2.31倍(270人) 全校児童の0.72倍(191人) 全校生徒の1.34倍(213人)	全園児の2.56倍 全校児童の0.95倍 全校生徒の1.57倍
ホリデー教室の参加のべ人数	全校児童の1.83倍(482人)	全校児童の2.08倍
ホリデー教室にまた参加したいと答えた子どもの割合	—	80.0%

施策方針(1) 生きる力の基礎を育む幼児教育の推進

めざす姿

子どもたちが、遊びや生活の中での体験や地域の方々との関わりを通して、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性、規律意識の芽生え、社会と関わる意識、思考力の芽生え、生命を尊重する気持ち、数量・文字等への関心、言葉で伝え合う力、豊かな感性が育まれています。

現状と必要性

- ① 幼児期の教育が生涯にわたる人格形成や非認知能力の基礎を培うことから、子どもの主体的な活動を促す環境づくりを進めるうえで、教諭・保育士の担う役割が大切であり、その資質向上が求められています。
- ② 社会環境や生活様式の急速かつ大きな変化に伴う幼児教育の多様な展開に対応するため、地域や外部のさまざまな資源を活用しつつ、多様な体験ができる環境を整えていく必要があります。
- ③ こども園と小学校では、その教育・保育の形態に大きな違いがあり、子どもたちの就学に伴うさまざまな課題が指摘されている中、円滑な就学に向けて発達段階に応じた必要な資質・能力を育んでいく必要があります。

■施策

① 幼児教育の推進

・遊びや日常の生活体験を通して、健康な心と体や自立心、規範意識の芽生え、生命を尊重する気持ちなどの育成に向け、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。

② 多様な体験ができる保育環境の整備・充実

・子どもたちの多様な体験機会を増やすため、施設や遊具など物的環境に加え、地域人材や外部人材等の活用による保育環境の整備・充実に図ります。

・常に保育環境の柔軟な改善を図るために、園運営協議会の機能を高めていきます。

③ 小・中学校との連携の推進

・子どもの生活の連続性、発達や学びの連続性を踏まえ、遊びを中心とした具体的な活動から学ぶ幼児教育から、教科学習が中心の小学校以降の教育への円滑な移行をめざすために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を踏まえた連携強化を推進します。

■重点的に取り組む内容

◆園児の自発活動充実に向けた取組

- ・自発活動を促すための環境設定の在り方を中心とした研究を推進するために、定期的な公開保育や園内研修の充実に努めます。
- ・年間研修計画に基づき、研修テーマの実現に向けた具体的な保育実践に努めるとともに、適宜外部講師等を招聘するなど専門的な指導を仰ぐ体制を整えます。

◆園児の多様な経験促進に向けた取組

- ・日々の保育において、環境設定を工夫することで、子どもの多様な体験活動を推進します。
- ・子どもの育ちの現状や家庭教育のニーズの把握に努め、必要に応じて運動遊びや食育、家庭生活の充実等の専門的な外部講師を招聘し、子どもの多様な経験促進につなげていきます。
- ・「地域とともにある園づくり」の観点から、今後も継続して地域に出向いたり、地域の方を招聘したりして、交流を深める取組を推進します。

◆小学校の生活や学びにつながる保育に向けた取組

- ・こども園教諭等と小学校教諭が、こども園と小学校における指導内容やそれぞれの指導方法の良さについて理解を深め、指導に生かせるよう、相互の保育・授業を参観するなどの交流や合同研修等の取組を推進します。
- ・子どもたちが小学校での生活・学習に期待する気持ちを高め、安心してスタートできるよう、こども園と小学校との体験的な交流を推進します。
- ・子どもの学びや育ちの連続性の強化や円滑な接続のために、木曽岬町版「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」※を策定し、活用事例の普及に努めます。

※アプローチカリキュラム …幼児期にふさわしい生活を通して、この時期の資質・能力を育み、小学校の生活や学びにつながるよう工夫された5歳児後期の指導計画

※スタートカリキュラム …… 小学校生活へ適応していけるよう、幼児期の育ちや学びを基にして編成した入学当初の指導計画

評価目標

評価指標	現状値 〔令和元(2019)年度実績〕	目標値 〔令和7(2025)年度〕
「園は子ども一人一人に応じた丁寧な保育や指導を行っている」と肯定的に考える保護者の割合	今後把握	90.0%
「日々の環境設定を工夫することで、園児の自発活動が活発になってきた」と考える教職員の割合	22.2%	60.0%
木曽岬町版「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」の策定・活用	未策定	策定済

施策方針(2) 学校教育の充実による確かな学力の育成

めざす姿

「主体的、対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、児童生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、自ら能動的に学び続ける姿勢が身についています。

現状と必要性

- ① 本町の児童生徒は、基礎的・基本的な知識や技能は定着してきていますが、自分の考えをまとめ表現する力に課題が見られるため、今後、学んだ知識や技能を活用するための思考力、判断力、表現力の向上を図る取組が必要です。
- ② 児童生徒の学習意欲の向上に向けて、個に応じたきめ細かな指導や学習支援など、学習内容の定着を図る取組が必要です。

■施策

- ① 「わかりやすい授業づくり」の推進
 - ・新学習指導要領に基づく教育課程の円滑な実施に努めます。
 - ・全国学力・学習状況調査等の結果をもとに、各学校で継続した授業改善に取り組み、「わかりやすい授業づくり」を通して、児童生徒の学力向上を図ります。
- ② 読書活動の推進
 - ・全国学力・学習状況調査結果からも読書好きと学力形成には相関関係が認められており、学校や家庭において読書に親しむ活動や読書の時間を増やす取組を進めます。
 - ・学校図書館や町立図書館の利活用について各校・園と協議し、読書活動の推進を図ります。
- ③ 少人数学習の充実
 - ・児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を行うために、必要な教員と学習を補助する学習支援員の配置を通して、少人数学習の充実を図ります。
 - ・効果的な少人数学習の在り方についての研究を進め、少人数指導の質の向上を図ります。
- ④ 補充学習の充実
 - ・小・中学生対象に補充学習の機会を設けることで、児童生徒の学力定着の支援を図ります。
 - ・児童生徒が主体的に学習に取り組むことができるよう、児童生徒に実態に応じながら、補充学習の内容の充実を図ります。

■重点的に取り組む内容

- ◆児童生徒の学力実態を把握し、教職員の指導力向上の推進を図る取組
 - ・県、町の指導主事による継続した授業改善や教員研修の支援を行います。
 - ・全国学力・学習状況調査の結果等から見えてきた児童生徒の課題の解決を図るため、園・小中学校が一体的な学びをめざして研修体制の強化を図ります。
 - ・教育推進校等への先進地視察を行い、教職員のスキルアップを図ります。
- ◆学校・地域・家庭と連携した子ども読書活動を推進する取組
 - ・学校図書館司書の配置や蔵書の整備を進めることで、学校図書館の充実を図ります。
 - ・町オリジナルブックリスト「読書登山」の活用を通して、読書習慣の定着を図ります。
- ◆学習内容の定着と意欲の醸成を図るために少人数学習を推進する取組
 - ・児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を行うために、県の事業を活用するなどして、少人数習熟度別学習の充実を図ります。
 - ・児童生徒の学力と学習意欲の向上を図るために、より効果的な少人数学習の在り方について各校で研究を進め、少人数学習の授業改善を図ります。
- ◆学習内容の定着と意欲の醸成を図るために学校の授業以外の学習機会を充実させる取組
 - ・非常勤講師を活用した補充学習会の実施を通して、中学生の学習内容の定着を図ります。
 - ・木曽岬子ども未来塾の運営に協力し、中学生の補充学習の支援を行います。
 - ・小学生対象の「土曜チャレンジスクール」や「夏季学習会」の実施を通して、算数の学習内容の定着を図ります。

評価目標

※令和元年度の児童数264人、生徒数159人(R1.5.1現在)

評価指標	現状値 〔令和元(2019)年度実績〕	目標値 〔令和7(2025)年度〕
全国学力・学習状況調査において全国平均正答率を上回った教科数	4／5教科	全教科
「読書は楽しい」と肯定的に考える児童生徒の割合	79.7%	85.0%
「自ら学び、考えて取り組んでいる」と肯定的に考える児童生徒の割合	87.9%	90.0%
学校外における小・中学生が補充学習に参加したのべ人数	土曜チャレンジスクール 全校児童の0.57倍(150人) 小学生夏季学習会 全校児童の0.85倍(225人) 木曽岬子ども未来塾 全校生徒の1.33倍(211人)	土曜チャレンジスクール 全校児童の0.68倍 小学生夏季学習会 全校児童の0.95倍 木曽岬子ども未来塾 全校生徒の1.60倍

施策方針(3)グローバルな視点を育む教育の推進

めざす姿

子どもたちが、グローバルな視野と志を持ち、異なる文化に対する知識や理解、語学力やコミュニケーション能力などを高めるとともに、新たな社会である Society5.0 の中において、AI やビッグデータ等の先端技術を活用する力、論理的・科学的に思考し活用する力、新たな価値を創り出す力を身につけています。

また、自己の将来とのつながりを見通しながら学び、進路を決定する能力や態度、人間関係を築く力等、将来の社会的・職業的自立に必要な資質・能力を身につけています。

現状と必要性

- ① グローバル化が進展するこれからの社会では、多くの国の人と関わり、会話を通して自分の考えや思いを伝えるための言語力を身に付けることが求められる中、令和2(2020)年度からは小学校において、3・4年生で外国語活動、5・6年生で外国語科が実施されており、英語教育の充実と教職員の指導力の向上に取り組む必要があり、こども園、小・中学校の系統的な英語教育が求められています。
- ② 情報技術が人間の生活にますます身近なものとなる中で、その働きを理解して、よりよい人生や社会づくりに生かしていくために「プログラミング的思考」を身につける必要があります。
- ③ 社会が急速に変化し就労内容の多様化等が進む中、自らの生き方や働き方について考えを深め、職業生活に必要な知識や技能を育むことや、学習生活と社会とのつながりを意識した教育の必要性が一層高まっています。

■施策

① ICT 教育の充実

- ・無線 LAN、電子黒板、学習用タブレット端末等の ICT 環境の基盤を早急に整備し、それらを効果的に活用した学習活動の充実と、個に応じた指導の充実を進め、児童生徒の理解を深められるよう取り組みます。
- ・授業での1人1台の学習用タブレット端末の活用に加え、地域 BWA の通信網を有効に活用し、家庭でのオンライン学習の充実に取り組めるよう支援します。
- ・ICT 機器を効果的に活用するために、指導者の力量を高める研修等を充実させます。

② 英語教育・英語活動の推進

- ・新学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもたちが「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」をバランスよく統合させた英語コミュニケーション力を高める授業への改善を一層推進します。また、英語での発信力の向上を図るため、発達段階に応じて実践的に英語を使用できる環境を整えるとともに、中学生の英検受検の促進を図ります。
- ・本町と外国とのつながりを踏まえ、異国文化に対する理解を深める教育を推進します。

③ 夢と志を育むキャリア教育の推進

- ・勤労観や職業観の変化などの社会問題に対応する教育に力を入れることにより、自らの生活や将来を考える力を高め、意欲と実践力を持った子どもの育成を推進します。

■重点的に取り組む内容

◆ICT 機器を活用した児童生徒の情報活用能力の育成と、教員の指導力向上に向けた取組

- ・ICT 機器を活用により「主体的・対話的で深い学び」の充実を図り、児童生徒が互いに協力協働して問題解決できる力を育成するために、1人1台端末の活用スキルやプログラミング的思考・体験、情報モラル教育を系統的に進めるようカリキュラムを作成し、児童生徒の情報活用能力の向上を図ります。
- ・指導者の段階に合わせて機器活用能力を高め、効果的な活用ができるように研修を進めます。また、ICT 支援員の活用や先進事例等の情報提供等を通して、ICT 機器の活用を支援します。
- ・園・学校における ICT 活用実践事例集を作成し、効果的な指導法について共有を図ります。
- ・地域 BWA の通信網を活用し、各家庭でも学習用タブレット端末を使って学習ができる環境整備を進め、学校での学びと家庭での学びをシームレスにつなげるよう取り組みを進めます。

◆ALT・JTE 活用推進に向けた取組

- ・こども園、小・中学校へ ALT を巡回させ、英語による系統的なコミュニケーション力を育成します。また、小学校に JTE を配置し、3・4年生の外国語活動、5・6年生の外国語科に対応するとともに、教員の英語運用力、実践的指導力の向上を図ります。
- ・小学校のイングリッシュルーム、中学校の LL 教室の活用や、こども園・小学校における町が制作した「英語スキット教材」の活用など、英語教育の環境を整えます。
- ・英語力の習得に加えて、お互いの国のことを学び、互いを理解し認め合いながら生きていく生き方の素地を作るため、小学校における「インターナショナルディ」の取組を継続させ、国際理解教育を進めます。
- ・中学生の英語での発信力を向上させるため、木曽岬町を紹介する英作文に取り組み、町行事等の中で発表の場を設定します。

◆英検受検促進に向けた取組

- ・木曽岬町英語検定チャレンジ事業により、受検に際し中学生に一定額の補助をするとともに、放課後に英検受検に特化した補充的学習会を開催します。中学校卒業段階で英検3級程度以上（CEFR:A1 上位）の英語力を習得している生徒の割合が、令和4（2022）年度に50%、令和7（2025）年度に70%となるよう取組を進めます。

◆キャリア教育推進に向けた取組

- ・子どもたちが学習の見通しを立てて新たな学習への意欲を高めたり将来の生き方を考えたりすることができるよう、学んだことや体験したことを記録するなど系統的な学習を進めます。
- ・地域と連携し、子どもたちが地元企業等への理解を深めることができるよう、就労体験や地域の職業人を招聘する「ようこそ先輩」や、講演会等の取組を充実させます。

評価目標

評価指標	現状値 〔令和元(2019)年度実績〕	目標値 〔令和7(2025)年度〕
学習用タブレットを活用した授業により、「授業がよくわかる」と肯定的に考える児童生徒の割合	86.1%	90.0%
英検3級程度以上（CEFR:A1 上位）の英語力を習得している中学校3年生の割合	25.5%	70.0%
「将来の夢や目標を持っている」と肯定的に考える小6・中3の児童生徒の割合	81.6%	85.0%

施策方針(4) 多様なニーズに応じた特別支援教育及び外国人児童生徒支援教育の推進

めざす姿

子どもの発達の特性を早期に正しく理解し、就学前から園・学校・関係機関が連携しながら、生活や学習上の困難を改善する適切な指導や支援を行うことを通して、自立・社会参加に向けて基礎となる力を育成します。

現状と必要性

- ① 特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、教育的ニーズも多様化しているため、個々に応じた専門的な指導や支援の充実が求められています。
- ② 早期から教育的ニーズの把握を行い、園・学校が作成する個別の教育支援計画等に基づいて、切れ目のない支援が求められています。
- ③ 日本語指導が必要な外国人児童生徒は年々増加し、国籍の多様化、多言語化が見込まれるため、今後も個々に応じた日本語指導や学習支援の充実が求められています。

■施策

① 特別支援教育の推進

- ・特別支援教育にあたる教職員の専門性の向上に向けた研修を進めることで、児童生徒の発達の状況や特性など一人一人のニーズに応じた指導や支援の充実を図ります。
- ・県立特別支援学校のコーディネーターや町の臨床心理士からの指導・助言など外部機関との連携を通じて、各学校の特別支援教育の充実を図ります。
- ・障がいの有無にかかわらず、誰にでも分かりやすく、安心して学習や活動ができるように、ユニバーサルデザインの視点から環境や授業づくりを行います。
- ・介助員の配置や教育施設の整備など可能な限り合理的配慮の提供に努め、支援が必要な児童生徒の学習、学校生活の充実を図ります。

② 切れ目のない支援の充実

- ・就学の前後で切れ目のない支援が適切に受けられるよう、木曽岬町教育支援委員会を中心とした就学相談体制を強化します。
- ・切れ目のない支援を行うために、パーソナルファイル(個別の支援計画等)の活用を通して、園・学校、家庭、関係機関の連携の強化を図ります。
- ・中学校卒業後の進路について見通しを持ち、将来の自立・社会参加に向けた力の育成に取り組みます。

③ 外国人児童生徒教育の推進

- ・園・学校、家庭が連携を図ることで、早期から日本語指導のニーズを把握し、個々に応じた日本語指導の充実を図ります。
- ・中学校卒業後の進路について見通しを持ち、将来の自立・社会参加に向けた力の育成に取り組みます。

■重点的に取り組む内容

◆特別支援教育の推進に向けた取組

- ・各校において、特別な支援が必要な児童生徒に一貫した支援を行うため、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の活用や、個別的教育支援計画等の作成などを通して、校内支援体制の強化と充実に取り組みます。
- ・教職員に対する研修や、県立特別支援学校コーディネーターや町の臨床心理士からの指導・助言など外部機関との連携を通して、児童生徒一人一人のニーズに応じた適切な指導や支援の充実を図ります。
- ・介助員の配置を通して、支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行います。

◆切れ目のない支援を行うために園・学校の連携を図る取組

- ・木曽岬町教育支援委員会を実施し、特別な支援が必要な児童生徒やその保護者と就学相談を進める中で、心身の障がいの種類、程度等を判断し、適正な就学支援を図ります。
- ・パーソナルファイル（個別の支援計画等）を活用しながら校種間の連携を図り、適切な指導や支援を行います。また、パーソナルファイルは卒業後の自立・社会参加に向けて、家庭とも共有していきます。
- ・中学校卒業後の進路について見通しを持ち、将来の自立・社会参加に向けた力の育成に取り組めます。

◆外国人児童生徒教育の推進に向けた取組

- ・県の巡回相談員や町の外国人児童生徒対応講師（通訳）の活用や、ICT 機器の活用を通して、外国人児童生徒の日本語習得状況に応じた適切な指導や支援の充実を図ります。
- ・日本語でのコミュニケーションが難しい保護者に対し、県や町の翻訳支援や ICT 機器を活用して、学校生活や進路等に係る情報を正確に伝えるための支援を行います。
- ・中学校卒業後の進路について見通しを持ち、将来の自立・社会参加に向けた力の育成に取り組めます。

評価目標

評価指標	現状値 〔令和元(2019)年度実績〕	目標値 〔令和7(2025)年度〕
町教委が主催する特別支援教育コーディネーター会議の開催回数	1回／年	2回／年
個別の支援が必要な児童生徒のパーソナルファイル（県様式）の作成率	69.2%	100.0%
中学卒業時に、自身が希望する進路を選択することができた外国人児童生徒の割合	100.0%	100.0%

施策方針(5) 健全で豊かな心を育む教育の充実

めざす姿

子どもたちが互いに認め合い、自ら考え、周囲と協力しながら、問題解決に向けて主体的に行動する力やよりよく生きようとする意欲と態度が身についています。また、いじめの未然防止および早期発見・早期解決に向けて取り組む体制や、不登校の子どもたちの意思が尊重され、将来の社会的自立に向けて個々の状況に応じた支援体制が整っています。

現状と必要性

- ① 子どもの道徳心や人権感覚を高め、豊かな情操を養うことがいじめの防止につながるため、全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育等の充実が求められています。
- ② いじめや不登校の問題解決のために、学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、学校・家庭・地域の連携による組織的な取組や啓発が求められています。

■施策

① 道徳教育・人権教育の推進

- ・児童生徒の実態を踏まえて重点化した「全体計画」「年間指導計画」を作成し、道徳教育の着実な実践と指導の工夫や改善に取り組めます。
- ・児童生徒が人権問題を自らの問題と捉え、身近なところから問題解決する行動力の育成を図るため、主体的に取り組む人権教育を推進します。

② いじめ防止への取組

- ・いじめに向かわない態度や能力を育成するため、学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育の充実を図ります。
- ・木曽岬町いじめ防止基本方針に基づき、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組や啓発を進めます。

③ 不登校対策の推進

- ・不登校の未然防止と不登校児童生徒一人一人の状況にあった支援が行えるよう校内体制の充実を図るとともに、状況改善と課題解決を目指した教育相談体制の充実を図ります。

■重点的に取り組む内容

◆『考え、議論する』ことをめざし、道徳教育・人権教育を推進する取組

- ・他者との関わりを通して、自分自身の考えを深めていく「考え、議論する道徳」の授業実践をめざし、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の充実を図ります。
- ・児童生徒につけたい力を明確にするために、実態に応じて毎年「人権教育カリキュラム」を見直し、子どもが主体となる人権学習の充実を図ります。
- ・子どもが主体的にいじめ問題をはじめとする人権問題について考えるため、桑名郡市で実施する人権フォーラムの取組を推進します。

◆いじめの未然防止、早期発見、適切な対応を行い、子どもをいじめ被害から守る取組

- ・木曽岬町いじめ防止基本方針に基づき、積極的ないじめ認知に努め、いじめの実態が明らかになった場合は、迅速かつ組織的に問題解決に向けて対応する体制整備を進めます。
- ・いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、子どもがいじめを訴えやすい体制づくりを進めます。

◆不登校の未然防止と早期対応につなげる取組

- ・不登校の未然防止、早期解消に向けて、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな支援が行えるよう校内体制の充実を図ります。
- ・児童生徒・保護者・教員が抱える不安や悩みに対して、県より派遣されるスクールカウンセラーや町の臨床心理士を活用し、園・学校での教育相談体制の充実を図ります。

評価目標

評価指標	現状値 〔令和元(2019)年度実績〕	目標値 〔令和7(2025)年度〕
「『考え、議論する道徳』をめざした授業づくりに努めた」と肯定的に考える教職員の割合	80.2%	90.0%
いじめの解消率	100.0%	100.0%
長期欠席児童生徒数(1,000人当たり)	11.8人	7.9人

施策方針(6) 体力の向上と健康の保持増進

めざす姿

子どもが運動やスポーツに親しみ、取り組む機会を確保することで、生きる力を支えるための体力がバランスよく身についています。また、幼少期から、食生活や運動、休養と睡眠等の基本的な生活習慣が身につく、自分で体を管理することができています。

現状と必要性

日常生活の中で運動する機会が減少し、運動する子としない子の二極化が進んでいるため、学校・家庭・地域が連携して、効果的に運動する機会を設け体力向上を図ることが求められています。

社会の環境変化や家庭におけるライフスタイルの多様化等に伴い、子どもたちの食事、運動、睡眠等の基本的な生活習慣の確立が難しくなっています。学校と家庭が協働して、バランスのとれた食事と食習慣を見直していくことが必要です。

■施策

① 体力向上と学校体育活動の推進

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査を活用し、子どもたちの体力の実態把握・分析に基づいて各校の課題等を明らかにし、体力向上に向けた取り組みを推進します。
- ・教員の指導力を向上させるとともに、専門的な指導力を有する地域の外部人材を積極的に活用するなど、学校体育・運動部活動の充実に取り組みます。

② 子どもの心身の健康の保持増進

- ・健康診断を積極的に受診させるとともに、体の成長と健康の維持について学習する機会を提供します。
- ・がん教育や薬物乱用防止教育等を実施することで、自分を大切にすることと命の尊さについて学ぶ取組を推進します。

③ 食育の推進

- ・毎日の食事において、単に食べるだけでなく、栄養のバランスが整えられた献立によって、健康を保つことができる事を学ぶ取組を推進します。

■重点的に取り組む内容

◆子どもの実態を把握し、学校や家庭で体力向上を推進する取組

- ・子どもたちの体力の状況を分析し、課題解決に向けた指導計画や学習過程の工夫・改善に努めるほか、業間活動や体育的行事、部活動を通して、効果的に運動量の確保を進めます。
- ・中学校において、必要に応じた外部指導者の派遣や活動環境の整備を通して、部活動の充実を図り、中学生の体力向上を推進します。
- ・園児の体力の現状を把握し、運動遊びに親しむ指導や援助を行うことにより、幼児期から運動に親しもうとする資質や能力を育成し、体力の向上を図ります。

◆健康の保持増進に向けて、子どもや保護者の意識を高める取組

- ・健康診断の受診率を上げるため、再受診を学校でできるように予備日を設けます。また治療が必要な場合は保護者へ周知することで、子どもたちの健康の維持を図ります。
- ・学校と連携して実施するがん教育や薬物乱用防止教育等を通じて、子どもたちが身の回りにある有害な薬物やたばこ等から自分自身を守ることを学びます。

◆より良い学校給食の推進に向けた取組

- ・学校給食を通して地域の特産物の特徴や収穫時期、調理方法などを学ぶため、学校給食では可能な限り地元産の食材を使用します。また、家庭科の授業で献立の立案や調理方法を学習し、学校や各家庭で調理することで、食材に慣れ親しみ、豊かな食生活につなげます。

評価目標

評価指標	現状値 〔令和元(2019)年度実績〕	目標値 〔令和7(2025)年度〕
全国体力・運動能力等調査において、 全国平均以上の種目数 (小・中学校男女で全32種目)	21種目	24種目
「毎日の生活の中で、健康管理や安全面に気を付けている」と肯定的に考える児童生徒の割合	88.4%	90.0%
「毎日の生活の中で、食事に気を付けて生活している」と肯定的に考える児童生徒の割合	85.9%	90.0%

施策方針(7)連携教育の充実

めざす姿

本町の1園・1小・1中の強みを生かした園児・児童生徒、教員の交流や地域を含めた教育環境の連続性を確保し、校種間の円滑な接続と「生きる力(の基礎)」を着実に育む園、小・中学校12年間を見据えた一体性・系統性のある教育に取り組んでいます。

現状と必要性

- ① 園・学校教育基本方針の実現のため、夏季休業期間を含む定期的な園・学校教員の合同研修会、町人権教育研究協議会の公開保育・授業等を通じて、こども園、小・中学校の一貫した子どもの指導・支援の在り方について研究を推進していく必要があります。
- ② 約10年後には、児童生徒数は現在の2/3程度に減少してしまうことを踏まえ、学校規模の適正化に向けた小中一貫教育の導入への研究を進めていく必要があります。

■施策

① 園・学校の連携を強化した取組

- ・小学校教育から中学校教育への円滑な接続、および幼児期からの一体的な教育という観点から、園児・児童生徒の状況や教職員のニーズに合わせた合同研修会の開催に努めます。
- ・教育効果を高めるための教育課程を工夫したり、異校種間の子どもの交流会を実施したりするなど、子どもの発育と学習の連続性を重視した教育を推進します。

② 小中一貫教育の導入に向けた研究

- ・これまでの小中学校の連携教育の成果を活かし、義務教育9年間の枠組みの中で、さらなる子どもの「学び」や「育ち」の連続性を保障した教育を推進する体制づくりを図ります。
- ・児童生徒数の減少に伴う学校規模の適正化を図るため、全国の小中一貫教育導入の先進事例の情報収集に努め、本町にふさわしい小中一貫教育の在り方について研究を進めます。

■重点的に取り組む内容

◆園・学校の連携強化に向けた取組

- ・町の研修計画に基づき、公開保育や公開授業を通して、こども園、小・中学校の教職員が情報共有を図り、学び合う機会を保障します。
- ・夏季休業期間を中心に、専門的指導者を招聘し、現状の教育課題や教育委員会の施策推進に係る内容の合同研修会を開催します。
- ・こども園の園児が小学校の観劇会に参加したり、小学校6年生の児童が中学校での授業を体験したりするなど、校種間のスムーズな接続や教育効果を高めるための子どもの交流を図ります。

◆将来の小中一貫教育の実現に向けた研究の取組

- ・小中学校の教育目標や研修内容、学習規律、生徒指導対応など、統一的な取組を段階的に導入し、小中一貫教育導入への基盤を整えます。
- ・全国の先進的な取組の情報収集や先進地視察、外部講師を招聘した研修会の開催など、小中一貫教育導入に向けた機運を高めていきます。
- ・小中学校教職員ならびに教育委員会事務局による小中一貫教育研究グループを立ち上げ、教育効果の検証や9年間を通じた教育課程の編成研究など「小中一貫教育ガイドライン」の策定に取り組みます。
- ・小中一貫教育と本町のコミュニティ・スクールを一体的に推進するために、保護者・地域との連携のもとで研修を推進します。

評価目標

評価指標	現状値 〔令和元(2019)年度実績〕	目標値 〔令和7(2025)年度〕
町教委が主催する園・学校合同研修会等の開催数	3回／年	4回／年
小中一貫教育ガイドラインの策定	未策定	策定済

施策方針(8) 信頼される教職員の育成

めざす姿

教職員が豊かな人間性と高い専門性を身につけ、保護者や地域の方々からの信頼を得て、家庭・地域と連携・協働しながら、次代を担う子どもたちに必要な資質能力を育む教育を実践しています。また、教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を確保しながら、より効果的な教育活動を持続的に行っています。

現状と必要性

- ① 教職員は、教職生活全体を通じて学び続けることで、教育的愛情・コンプライアンス意識・コミュニケーション力等の素養や、授業力・生徒指導力・学校組織運営力等の専門性を高めることが求められています。また、日々の学習効果を高めるため、教育内容や時間の適切な配分、実施状況に基づく検証・改善等を進めていく必要があります。
- ② 総勤務時間の縮減に向けて、制度の改善や具体的な目標設定などの取組を進めているが、教職員の勤務状況は月45時間を超える時間外労働に従事する者が少なくない状況です。教職員の長時間労働の解消に向けた取組を着実に実施する必要があります。

■施策

① 指導力向上への支援

- ・園・学校教育基本方針のもと、園・学校内研修との関連性を踏まえながら、計画的な研修機会を設定し、教職員の指導力向上を図ります。
- ・小学校英語の教科化、道徳の教科化、プログラミング教育等の実施など、新学習指導要領へ主体的に対応できる専門性について、教職員一人一人が主体的に学ぶ研修機会の充実を図ります。
- ・あらゆる機会を通して、教職員のコンプライアンス意識の向上に取り組みます。

② 教職員の業務改善への取組

- ・木曽岬町立学校における教育職員の在校等時間の上限に関する規則等により、令和 2(2020)年 4 月から、教職員の時間外労働は月 45 時間、年 360 時間を超えないこととなり、その実現のために業務の削減や必要な環境整備等、教職員の長時間労働の解消に向けた取組を着実に実施していきます。
- ・これまで、学校及び教職員が担ってきた業務について、国が示した業務の整理を踏まえ、その役割分担及び適正化を着実に実行するために、地域・保護者の理解や支援が得られるよう努めます。

■重点的に取り組む内容

◆教職員等研修促進に向けた取組

- ・幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」を意識した具体的な保育実践を通して、幼児教育の充実を図ります。
- ・子どもたちに「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を育むことができるよう、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につながる校内研修を促進します。
- ・現状の教育課題への対応や ICT 教育など町施策を推進するために、県教育委員会と連携した取組や先進的な実践をしている園・学校へ教職員を派遣し、組織としての指導力を高めます。

◆業務改善推進に向けた取組

- ・時間外労働の上限を遵守するため、時間外労働の削減が実効性をともなうよう、抜本的な業務削減や業務の簡素化・効率化に取り組むとともに、タイムレコーダー等により勤務時間の客観的な把握に努めます。
- ・事務負担軽減のためスクール・サポート・スタッフ等を配置し、学校支援体制づくりを促進します。
- ・管理職会議や職員会議等で働き方改革に係る議論を通じて、取組の目標を定めるとともに、校長がリーダーシップを発揮して学校の働き方改革を推進できるよう取り組みます。
- ・校内における安全衛生委員会等の安全衛生体制の充実を図るとともに、過重労働に該当する教職員の健康状態や疲労度の把握に努め、校長や産業医による面接を行います。
- ・教職員へのストレスチェックを実施し、その結果を活用して教職員自らが積極的に心身の健康づくりに取り組めるよう支援します。

評価目標

評価指標	現状値 〔令和元(2019)年度実績〕	目標値 〔令和7(2025)年度〕
「研修等を通じて、指導力を高めることができた」と肯定的に考える教職員の割合	84.8%	90.0%
小・中学校における時間外勤務時間が月45時間超の教職員数	133人／年	0人／年

基本方針3

学校・家庭・地域との協働による教育の推進

施策方針(1) コミュニティ・スクールの推進

めざす姿

保護者や地域の方々が園・学校運営に参画し、園・学校、家庭、地域が一体となった教育活動が進むとともに、地域の特色や資源を生かした教育が行われることにより、地域全体で子どもたちの「学び」と「育ち」を支える体制が整っています。

現状と必要性

- ① 園・学校運営に地域の方々や保護者等が参画することを通じて、園・学校、家庭、地域の関係者が目標や課題を共有し、教育方針の決定や教育活動の実践に地域の方々や保護者等の意見を反映させるとともに、木曽岬町ならではの特色を生かした園・学校づくりを進めていくことが求められています。
- ② 保護者や地域の方々の意見を取り入れながら評価・改善活動を一層充実するとともに、保護者や地域の方々と連携・協働して教育活動や園・学校運営の質的向上を図っていく必要があります。

■施策

① 園・学校運営協議会の充実

- ・コミュニティ・スクールとして、「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標のもと、園・学校づくりビジョンの実現に向けて園・学校運営協議会の充実を目指していきます。
- ・子どもの教育に対する課題や目標を共有することで、園・学校を支援する体制を整えていきます。

② 創意工夫による信頼される園・学校づくり

- ・自律的な園・学校運営を実現するため、保護者や地域の方々からの意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域との連携強化を目指していきます。
- ・園・学校評価を通じて、組織的・継続的に運営の改善を図ることにより、保護者や地域住民に対する説明責任を果たしていきます。

■重点的に取り組む内容

◆保護者・地域との協働による活動の促進に向けた取組

- ・必要に応じた園・学校運営協議会を開催し、情報共有や課題の把握に努め、園・学校づくりビジョンの実現に向けた具体的な取組へとつなげていきます。
- ・地域と学校の連携・協働による取組が継続・発展するよう、青少年育成町民会議（家庭教育部会）と連携を図りながら、地域で活躍するコーディネーターの確保に努めます。

◆創意と活力のある園・学校づくりに向けた取組

- ・子どもたちや保護者・地域の方々から信頼される活力ある園・学校づくりに向け、対話と気づきを重視しながら、学習者の視点に立った継続的な改善活動を進めるとともに、学校自己評価および関係者評価等を踏まえた改善活動に取り組めます。
- ・園・学校教育の効果を常に検証して改善すること、保育・教育内容と、地域の人材・施設等を効果的に組み合わせて活用すること等、園・学校づくりビジョンの実現に向けて教育活動の質の向上を目指すカリキュラム・マネジメントに関する研修を実施します。
- ・園・学校の取組や活動成果などを園・学校だより等で積極的に保護者や地域に発信することで教育活動の理解を求めています。

評価目標

評価指標	現状値 〔令和元(2019)年度実績〕	目標値 〔令和7(2025)年度〕
「学校に満足している」と肯定的に考える児童生徒、保護者の割合	81.4%	90.0%
「園・学校は日常的に情報発信をしている」と肯定的に考える保護者の割合	85.3%	90.0%

施策方針(2) 郷土への愛着や誇りを育む教育の推進

めざす姿

郷土を知り理解したり、地域課題について探究的に考えたりする中で、郷土への愛着と誇りを身につけています。また、地域の行事やイベント等への積極的な参加や参画を通して、地域貢献ができる態度が身につけています。

現状と必要性

- ① 地域との関わりをもった学習は継続的に取り組んできているが、主体的な地域学習までには至っておらず、地域課題を探究的に学ぶ機会が求められています。
- ② 地域の行事やイベント等への参加率が高まっていない現状から、地域の活性化に寄与しようとする意欲や態度を育むことが求められています。

■施策

① 郷土教育の推進

- ・子どもたちが、郷土木曽岬への理解を深め、誇りをもって語ることができるよう、地域の自然や歴史、文化、伝統行事などに関する学習を促進します。
- ・子どもたちが、将来地域で活躍する意欲と態度を身につけることができるよう、地域の産業に関する学習や地域で活躍する人々から学ぶ取組など、地域と連携した郷土教育を推進します。

② 地域貢献・町行事等への参加の促進

- ・学校や家庭と連携を図りながら、子どもたちが地域の行事やイベント等への積極的な参加・参画を促進します。
- ・地域住民の一員として、地域のために考え行動しようとする意欲を身につけられるよう、地域の活性化等に取り組む地域課題解決型の学習を推進します。

■重点的に取り組む内容

◆郷土教育推進に向けた取組

- ・こども園での「昔あそび体験」や小学校での「どてかぼちゃ作り」「伊勢湾台風」「米づくり体験」、中学校での「町内職場体験」「トマトハウス体験」など、子どもたちの発達段階や学習内容に応じて、地域資源を生かした郷土教育を推進します。
- ・「木曽岬音頭・小唄保存会」の皆さんの指導を仰ぎながら、こども園、小・中学校において継続的な体験を重ねることで、「木曽岬音頭・小唄」を継承していきます。
- ・郷土教育の終着点として、小学校での「子ども議会」、中学校での「町議会議員とのふるさと懇談会」を開催するなど、まちのよさや課題に気づき、将来、住み続けたいと思えるまちになるよう提言や行動ができる場を経験させ、「将来のまちづくり」を考える学習の充実を図ります。

◆小学校社会科副読本の活用への取組

- ・小学校における郷土教育の充実のために、社会科副読本「わたしたちの町木曽岬町」の活用を推進します。

◆木祖村との交流促進の取組

- ・中学校において、木曽川にゆかりをもつ長野県木祖村への自然体験活動を継続して実施します。
- ・木曽岬中学校と木祖中学校の生徒による継続した交流を進め、それぞれの地域課題やまちづくりについて考え合う機会を設定します。

◆地域貢献と学習成果の発信への取組

- ・中学生による桜堤防の清掃活動や町行事等への積極的な参画を促進します。
- ・町行事等での発表や広報誌への掲載、町立図書館での掲示などさまざまな機会を通して、郷土教育の学習成果を発信します。

評価目標

評価指標	現状値 〔令和元(2019)年度実績〕	目標値 〔令和7(2025)年度〕
「学習の中で地域の方から学んだり、地域のことを考えたりした」と肯定的に考える児童生徒の割合	77.8%	85.0%
「町の行事に参加したり、地域のために活動したりした」と肯定的に考える児童生徒の割合	79.0%	85.0%

施策方針(3) 子どもたちの安全・安心の確保

めざす姿

防災学習を通じて、子どもたちが地震や津波、風水害などの自然災害に対して、自分の安全を確保し、命を守る力を身につけています。また、学校・地域・関係機関が一体となって通学路等における子どもたちの安全確保に取り組む体制の構築が進むとともに、安全教育の推進により、子どもたちが危機回避能力を身につけています。

現状と必要性

- ① 全国的に地震、台風、局地的大雨等による災害が頻繁に発生していることから、地域と連携した子どもの安全対策の充実を図るとともに、学校の危機管理体制の整備や防災教育の推進に取り組みます。
- ② 誰もが安心して学び続けられるよう、各種の安全対策や危機管理の取組により、児童生徒の安全・安心な通学・学習環境を確保することが求められています。

■施策

① 防災・安全教育の推進

- ・園児・児童生徒の防災意識の向上や、安全に関する知識を習得し、安全行動をとることができるよう適切な意思決定を行う力を育むため、家庭や地域、関係機関と連携・協力しながら実践的な防災・安全教育を推進します。
- ・過去に大災害をもたらした「伊勢湾台風」の学習を充実させるとともに、その教訓を継承していく防災教育に努めます。

② 園・学校の危機管理体制の確立

- ・関係機関と連携して、通学路や校区内の危険箇所の改善に努めるとともに、引き続き地域の協力を得ながら子どもたちの安全を確保します。
- ・危機管理マニュアルに基づく学校・家庭・地域の連携強化を図るとともに、突発的な園・学校事故、不審者に対応できるよう各種訓練・講習会等の確実な実施を推進します。

■重点的に取り組む内容

◆防災教育推進に向けた取組

- ・子どもたちが自分の命は自分で守る力を身に付けられるように、防災ノートや町教委作成の防災学習「伊勢湾台風」DVD 教材の活用推進を図るとともに、危機管理課と連携した体験的な防災学習や避難訓練等の実施を支援し、園・学校における防災教育を推進します。

◆家庭・地域との連携

- ・子どもたちが地域の支援者として自ら行動できるように、学校と家庭や地域が連携しながら、町主催の防災学習や避難訓練等の合同実施等の取組を促進します。

◆危機管理体制の整備に向けた取組

- ・教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察等の関係機関が連携・協働しながら、「登下校防犯プラン」や「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の合同点検等の安全対策を実施し、地域社会全体で子どもたちの登下校時の安全確保に取り組みます。
- ・地域の方で登録いただいている「子ども見守りボランティア」の活用や、町の地域BWA事業「木曾岬まちなかミマモルメ」との連携をとおして、児童の登下校の見守りを強化していきます。

◆交通安全教育・防犯教育推進への取組

- ・子どもたちが交通事故の当事者にならないよう、交通安全に関する団体等の専門家による講習会等を実施するとともに、交通安全教育・防犯教育に関わる教職員の指導力の向上を図ります。

評価目標

評価指標	現状値 〔令和元(2019)年度実績〕	目標値 〔令和7(2025)年度〕
園・学校の実情に応じた学期に1回以上の避難訓練の実施率	100.0%	100.0%
「園・学校は安全対策を整えている」と肯定的に考える保護者の割合	86.1%	90.0%

施策方針(4) 子どもの健全育成の推進

めざす姿

家庭において、子どもの豊かな情操や人を思いやる心が育まれており、基本的な生活習慣、学習習慣が身についています。また、関係機関等と連携を図ることで、地域社会全体で子どもの育ちを支える機運が醸成され、家庭教育支援への取組が進められています。

現状と必要性

- ① 少子高齢化や核家族化が進行し、地域社会の教育力の低下や家庭での子育ての孤立化など家庭や地域での子育ての環境が大きく変わってきているため、学校・家庭・地域相互の連携の中でそれぞれの教育力を生かした子育てが求められています。
- ② 地域社会での子どもたちの健全な育成を図っていくため、青少年育成に関わる各種団体と連携した取組を推進する必要があります。

■施策

① 家庭・地域の教育力向上に向けた支援

- ・学校と家庭・地域が家庭生活や家庭学習などに関する目標を共有し、同じ方向性をもって子どもに対する効果的な指導が行えるよう環境を整えます。
- ・家庭・地域の教育力向上への啓発の機会をつくるとともに、家庭や地域との協働による取組事例を積極的に発信することで、子育て支援のモデルの普及に努めます。

② 地域の子ども育成団体等との連携

- ・子どもたちの今日的な課題や家庭・地域における子ども支援について各育成団体と意見交換や情報共有する場を設定し、更なる連携を深めます。

■重点的に取り組む内容

◆「子育て8つの指針」の活用推進に向けた取組

- ・社会の動きや子どもの実態に合うように、「子育て8つの指針」の継続的な改善を図っていくとともに、保護者会や園・学校だより等を通じて、子どもの具体的な姿を通した積極的な活用の啓発に努めます。
- ・園児・児童生徒の発達段階に合わせて、保護者とともに子育てや教育について考え合う機会として、毎年教育講演会や学習会等を開催します。

◆地域全体での園・学校教育の支援促進に向けた取組

- ・園・学校教育に積極的な地域の外部人材を活用し、教育活動の質的向上を図っていきます。
- ・地域の子ども育成団体等と連携しながら、「地域とともにある園・学校づくりフォーラム」を開催するなど意見交流をととして、子どもたちの育成に関わる「熟議」の場を設定していきます。

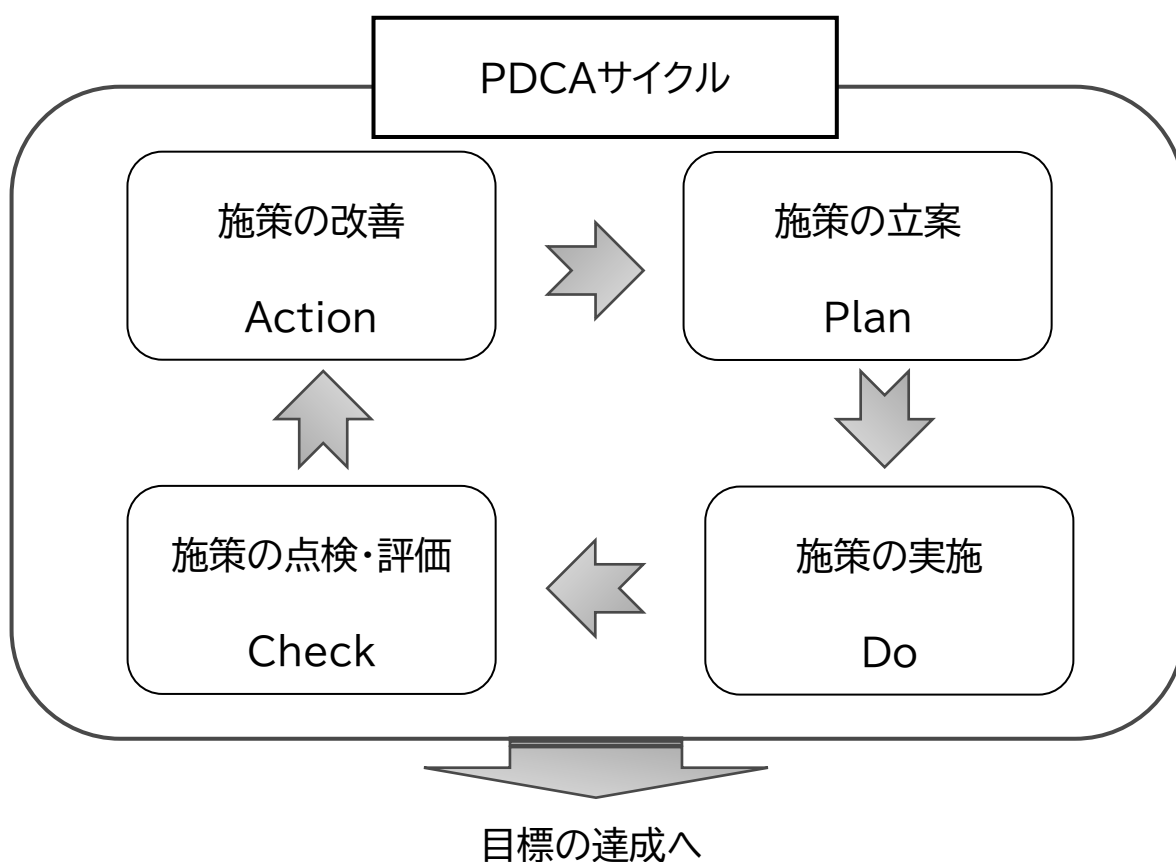
評価目標

評価指標	現状値 〔令和元(2019)年度実績〕	目標値 〔令和7(2025)年度〕
「あいさつがしっかりできる」と肯定的に考える児童生徒、保護者の割合	89.3%	95.0%
地域の子ども育成団体との意見交流の実施	未実施	1回以上／年

Ⅰ 検証改善サイクル（PDCAサイクル）の実践

本計画は、めざす姿やねらいを、教育関係者はじめ多くの町民の方などにわかりやすく伝え、共有するものです。計画の推進にあたっては、進捗状況を客観的に検証し、明らかになった成果や課題などをフィードバックし、施策に反映させていく検証改善サイクル（PDCAサイクル）の実践が重要です。

そこで、本計画では、3つの基本方針のもと、17の施策方針を効果的かつ着実に実施するための評価目標を設定しています。毎年度、指標に基づいた目標の達成状況を確認することにより、施策の点検・評価を行い、目標達成に向けた改善につなげていきます。



2 新たな教育上の課題への対応

教育を取り巻く諸情勢の変化などにより、新たな教育上の課題が生じた場合は、計画内容の見直しや新たな方策を検討するなど、迅速かつ適切に対応していきます。

トマッピ教育プランⅡ

第2期木曾岬町教育振興基本計画〔令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度〕

発行年月 令和 2(2020)年 12 月

編集・発行 木曾岬町教育委員会

〒498-8503

三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地 251 番地

Tel 0567-68-1617／Fax 0567-66-4841

